事前協議の手続きについて

「元町通り街づくり協定」にともなう届け出および事前協議に際しては、次の書類と資料が必要ですのでご用意願います。

[提出書類]
□ 建築計画届(1号様式)
□ 改修等計画届(2号様式)
□ 建築工事に伴う誓約書(5号様式)
□ 元町通り街づくり協定に対する誓約書(6号様式)
以上チェック項目の書類 各1部 を事務局へご提出下さい。
[事前協議会用資料]
□ 配置図 □ 平面図 □ 立面図 □ 断面図
□ パース等外観を示す資料一式。(建築物等の形態又は意匠の制限による)
具体的に表現できるように着色等を施して下さい。
□ その他1,2号様式の裏面に記載してある添付書類の項目を参照願います。
以上チェック項目の資料 各10部 を事前協議会の際にご用意下さい。
「声がわ迷しで山中ハセゼノナ」
[事前協議にご出席いただく方]
□ 事業主(施主) □ 設計者 □ 施工者 □ 代理者
以上該当する方は必ずご出席下さい。
[手続きの流れ]
①書類提出 ⇒ ②事前協議委員招集 ⇒⇒⇒ ③事前協議会開催 ⇒ ④承諾書の発行
○ 1 日間以上 7 日間 7 日
一一一一一一一

[注意事項]

- * お届け出に際しては、事前に「元町公式ルールブック」(1部500円)をご購入いただき、該当する事項を十分お調べ願います。
- * 事前協議委員の招集には7日間以上を要しますので、届け出書類は早めにご提出願います。

元町SS会 街づくり委員会